

京都市消防局訓令甲第6号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

京都市消防局長 山内 博貴

目次中「第15条」を「第17条」に，「第16条・第17条」を「第18条・第19条」に改める。

第3条第5項中「消防局次長」の右に「及び担当局長」を加える。

第4条第5項中「第6条第4項」を「第7条第5項，第8条第5項」に，「第7条」を「第9条」に，「第8条」を「第10条」に，「第12条」を「第14条」に，「第13条」を「第15条」に改める。

第4章中第17条を第19条とし，第16条を第18条とする。

第15条第1項中「調査，警戒，補給等の支援活動」を「災害現場活動の支援活動」に改め，同条第2項中「第12条」を「第14条」に改め，第3章中同条を第17条とし，第14条を削り，第12条を第14条とし，第13条を第15条とし，同条の次に次の1条を加える。

(通信支援隊)

第16条 通信支援隊は，無線中継車を活用した，災害現場における通信支援を主たる任務とする。

2 通信支援隊は，通信支援隊長及び通信支援隊員（以下「通信支援隊長等」という。）をもって編成する。

3 通信支援隊長は，消防司令又は消防司令補をもって充てる。

4 特に必要があるときは，前項の規定にかかわらず，隊長に消防士長を充てることがある。

5 上席の通信支援隊員は，通信支援隊長に事故があるときは，その任務を代行する。

6 通信支援隊長等は，局本部長の指示により，局警防本部の班の要員となる。

第7条から第11条を2条ずつ繰り下げる。

第6条第3項中「又は消防司令」を削り，同条中第6項を第7項とし，第5項を第6項とし，同条第4項中「南部方面統括指揮隊長」を「消防司令長の階級にある者」に，「北部

方面統括指揮隊長」を「消防司令長又は消防司令の階級にある者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず、南部方面統括指揮隊長に消防司令を充てることがある。

第6条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(特別装備隊)

第8条 特別装備隊は、災害現場活動における現場活動支援等を主たる任務とし、局警防本部に置く。

2 特別装備隊は、特別装備隊長及び特別装備隊員（以下「特別装備隊長等」という。）をもって編成する。

3 特別装備隊長は、消防司令又は消防司令補をもって充てて。

4 特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず、隊長に消防士長を充てることがある。

5 上席の特別装備隊員は、特別装備隊長に事故があるときは、その任務を代行する。

6 特別装備隊長等は、局本部長の指示により、局警防本部の班の要員となる。

7 前各項に定めるもののほか、特別装備隊の運用に関し必要な事項は、別に定める。

第3章中第7条の前に次の1条を加える。

(本部統括指揮部隊)

第6条 本部統括指揮部隊は、統括指揮隊及び特別装備隊をもって編成する。

別表第1中「消防救助班」を「警防班」に改め、

「

| |
|-----|
| 救急班 |
|-----|

を

| |
|-----|
| 調整班 |
|-----|

」

「

| |
|-----|
| 救急班 |
|-----|

に、

」

「

| | |
|-------|---|
| 消防団班 | を |
| 総務班 | |
| 人事班 | |
| 補給保全班 | |

」

「

| | |
|-----------|----|
| 総務班 | に、 |
| 人事班 | |
| 補給保全班 | |
| 消防団・自主防災班 | |

」

「

| | |
|--------|---|
| 危険物保安班 | を |
| 市民班 | |

」

「

| | |
|--------|------|
| 危険物保安班 | に改め、 |
|--------|------|

」

「

| | |
|-------|------|
| 災害支援班 | を削り、 |
| 活動支援班 | |

」

「

| | |
|-------|---|
| 統括指揮隊 | を |
|-------|---|

」

| | | |
|----------|-------|------|
| 本部統括指揮部隊 | 統括指揮隊 | に改め、 |
| | 特別装備隊 | |

| | |
|-------|----|
| 航空機隊 | を、 |
| 特別装備隊 | |

| | |
|-------|-------|
| 航空機隊 | に改める。 |
| 通信支援隊 | |

別表第3局警防本部の項中

| | | | |
|-----------|-----|---------------|---|
| 北部方面統括指揮隊 | 司令車 | 消 防 本 部 | を |
| 南部方面統括指揮隊 | 司令車 | 京都市消防活動総合センター | |

| | | | | |
|----------|-----------|--------------------|---------------|------|
| 本部統括指揮部隊 | 北部方面統括指揮隊 | 司令車 | 消 防 本 部 | に改め、 |
| | 南部方面統括指揮隊 | 司令車 | 京都市消防活動総合センター | |
| | 特別装備隊 | 空気充填照明車，資器材 搬送車 | 京都市消防活動総合センター | |

| | | | |
|----------|--|---------------|---|
| 特別装備隊 | 無線中継車 | 消 防 本 部 | を |
| | 空気充填照明車, 資器材搬送車, 支援車, 大型除染システム車, 都市型水害対策車, 人員輸送車 | 京都市消防活動総合センター | |
| 第 1 航空機隊 | 回転翼航空機 | 京都消防ヘリポート | |
| 第 2 航空機隊 | 回転翼航空機 | | |

| | | | |
|----------|--------|-----------|-------|
| 第 1 航空機隊 | 回転翼航空機 | 京都消防ヘリポート | に改める。 |
| 第 2 航空機隊 | 回転翼航空機 | | |
| 通信支援隊 | 無線中継車 | 消 防 本 部 | |

別表第 1 左京警防本部の項中「救助工作車, 小型水槽車」を「救助工作車」に改め, 山科警防本部の項中「水槽車」を「化学車」に改め, 「ポンプ車, 化学車」を「ポンプ車」に改め, 南警防本部の項中「大型はしご車」の右に「, 特別高度工作車」を加え, 「大規模震災用高度救助車, 特別高度工作車」を「大規模震災用高度救助車」に改め, 同表西京警防本部の項中「屈折はしご車」を「活動支援車」に改め, 「大型はしご車」の右に「, 都市型水害対策車」を加え, 同表伏見警防本部の項中「ブーム付水槽車」の右に「, 大型除染システム車」を加え,

| | | |
|-----------|------|---|
| 向島第 1 消防隊 | ポンプ車 | を |
|-----------|------|---|

| | | |
|-----------|-------|-------|
| 向島第 1 消防隊 | 小型水槽車 | に改める。 |
|-----------|-------|-------|

別表第 4 中「第 10 条」を「第 12 条」に改める。

別表第5中「第16条」を「第18条」に改め、同表消防隊等の項中「航空機隊」の右に「，通信支援隊」を加える。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)